



グロービス・キャピタル・パートナーズがクリーマ<4017>株式の大量保有報告書を提出



東証マザーズのクリーマ<4017>について、グロービス・キャピタル・パートナーズが12月1日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「純投資」によるもの。

報告書によると、グロービス・キャピタル・パートナーズのクリーマ株式保有比率は、8.85%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2020年11月27日。